



福島医発第1292号(地)
平成26年 8月 2日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局「設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視結果に基づく
勧告を踏まえた医療法人に対する指導監督の徹底について」の送付について

今般、標記の件につきまして、別紙のとおり厚生労働省医政局指導課より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本通知は、本年6月24日に総務大臣から厚生労働大臣に対し行われた、設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視結果に基づく勧告を踏まえ、厚生労働省医政局指導課より各都道府県衛生主管部（局）長に対して指導監督の徹底を要請した旨、情報提供するものです。

医療法人は、医療法第51条及び第52条に基づき、毎会計年度終了後2月以内に事業報告書等を作成し、3月以内に都道府県知事に届け出なければならないこととされ、また、医療法第51条の2に基づき、各事務所に備え置くこととされています。

しかし、今回の総務省による調査で、事業報告書等の届出がない法人及び事業報告書等の備え置きがない法人、不適切な貸付を是正するよう指導を受けたにもかかわらず、監事の監査報告書に何らの記載もみられなかった医療法人が確認されたとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会管下の関係医療法人にて徹底がなされるよう周知方よろしくお願いいたします。

なお、本行政評価・監視結果に基づく勧告は、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/86176.html）に掲載されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 廣瀬真恵

平成 26 年 7 月 25 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 范



厚生労働省医政局「設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視結果に基づく勧告を踏まえた医療法人に対する指導監督の徹底について」の送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局指導課長より各都道府県衛生主管部（局）長に対し、「設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視結果に基づく勧告を踏まえた医療法人に対する指導監督の徹底について」の通知が発出されました。

本件は、総務省による国所管の医療法人等に対する調査結果により行われた行政評価・監視結果に基づく勧告を踏まえ、各都道府県に対しても医療法人への指導監督を要請するものであります。

医療法上、医療法人は毎会計年度終了後、所定の期間内に事業報告書等の書類を都道府県知事に届出し、各事務所に備え置くことが規定されています。しかし今回の調査により、事業報告書等の届出がない法人及び事業報告書等の備え置きがない法人が確認されたとのことです。また、医療法人が不適切な貸付を是正するよう指導を受けたにもかかわらず、監事の監査報告書に何らの記載もみられなかった事例が確認されたとのことです。

本通知では同勧告を踏まえ、各都道府県に対して所管の医療法人における事業報告書等の書類の届出、備え置きの状況を確認し、監事による監査の実施状況を確認すると共に、所管の医療法人および監事に対し適切な指導、対応を求めています。

なお、本行政評価・監視結果に基づく勧告は、総務省ホームページに掲載されております。http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/86176.html

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解頂きますと共に、貴会管下の関係医療法人への周知方につきご高配賜ります様、宜しくお願い申し上げます。



医政指発0704第1号
平成26年7月4日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視結果に基づく勧告
を踏まえた医療法人に対する指導監督の徹底について

本年6月24日、総務大臣から厚生労働大臣に対し、設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視結果に基づく勧告が行われた。この勧告は医療法人については国所管の法人に対する調査結果に基づいて行われたものであるが、各都道府県におかれても、当該勧告の内容を確認するとともに、当該勧告を踏まえつつ、下記について徹底されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言であることを申し添える。

記

第1 事業報告書等の書類の届出及び備置きについて

医療法人は、医療法（昭和23年法律第205号）第51条及び第52条に基づき、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書等（以下「事業報告書等」という。）を作成するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監査報告書を都道府県知事に届け出なければならないこととされている。

また、医療法人は、医療法第51条の2に基づき、事業報告書等、監査報告書及び定款又は寄附行為を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととされている。

しかしながら、今回の勧告において、事業報告書等の届出がない法人及び事

業報告書等の備置きがない法人が確認されたことなどから、医療法人に対しこれらのことについて関係法令等を遵守して実施するよう指導することなどとされている。

そこで、所管の医療法人において、事業報告書等の書類の届出及び備置きが行われていない場合は医療法に違反している状態であり、医療法第64条第1項に基づく指導の対象となるため、各都道府県においては、所管の医療法人における事業報告書等の書類の届出及び備置きの状況を確認するとともに、その状況に応じて適切に対応されたい。

第2 監事との連携強化等について

医療法人の監事は、医療法第46条の4に基づき、医療法人の業務及び財産の状況を監査することとされている。

しかしながら、今回の勧告において、医療法人が不適切な貸付を是正するよう指導を受けたにもかかわらず、監事の監査報告書にこのことについて何の記載もみられなかった事例が確認されたことなどから、医療法人に対して指摘した事項について当該法人の監事と問題意識の共有に努めることなどとされている。

そこで、各都道府県において、医療法人に対して指導監督を行うに当たっては、監事による監査の実施状況を確認するとともに、指導内容について監事と問題意識を含めて共有されたい。

また、監事がその責務を果たしていないと認められる場合には、各都道府県において、監事の適格性を検証した上で、監事の交代も含めて適切に対応されたい。

平成 26 年 6 月 24 日

設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視

<調査結果に基づく勧告>

総務省では、国所管の設立認可法人のうち、多数の国民の利用に係るサービスや福祉のためのサービス提供を行っており、かつ、税制上の優遇措置や補助金等の交付を受ける等、財務面で国との関係があるものについて、設立認可法人に係る行政の改善材料を提供することを目的として、所轄庁による設立等の認可の審査、組織及び業務の運営並びに財務に関する指導監督の実施状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので公表します。

※設立認可法人： 民間の発意により、特別の法律に基づき設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人

調査対象法人： 学校法人、医療法人、社会福祉法人、健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金、企業年金基金及び広域臨海環境整備センター

【本件連絡先】

総務省行政評価局 厚生労働等担当評価監視官室

担 当： 鎌田、實藤、長澤、戸根

電 話： 03-5253-5453（直通）

FAX： 03-5253-5457

E-mail： <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html

設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

勧告日：平成26年6月24日

勧告先：文部科学省、厚生労働省

調査の対象とした法人

設立認可法人^(※)のうち、

多数の国民の利用に係るサービスや福祉のためのサービスの提供を行っており、

かつ

税制上の優遇措置や補助金等の交付を受ける等、財務面で国との関係がある

・学校法人 <文部科学省、都道府県>

・医療法人、社会福祉法人、健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金、企業年金基金 <厚生労働省、地方厚生(支)局、都道府県>

・広域臨海環境整備センター <国土交通省・環境省>

※民間の発意により、特別の法律に基づき設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人

<>内は所轄庁

調査の視点

公的性格を有する事業を行う民間法人



○法人経営の健全性、透明性の確保

○法人におけるディスクロージャー、ガバナンスの推進

所轄庁

認可審査

指導監督

設立認可法人

○ 情報開示等

- ・所轄庁への届出
- ・ディスクロージャー

○ 監事監査

法人の業務及び財産状況の監査

<調査結果>

役員数の下限について、認可の根拠法と審査基準とで相違

[社会福祉法人]

財務諸表等の届出及び備置きが不十分

[医療法人、社会福祉法人]

所轄庁と監事の連携が不十分

[学校法人、医療法人、社会福祉法人]

<勧告の主な概要>

必要性、合理性の観点から検討し、整理

[厚生労働省]

届出の遵守、ディスクロージャーの徹底について指導

[厚生労働省]

所轄庁と監事との連携、問題認識の共有

[文部科学省
厚生労働省]

1 設立の認可に係る審査基準等の見直し－社会福祉法人－

勧告

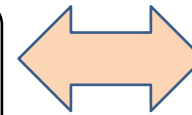
審査基準上の役員の定数について、必要性、合理性の観点から検討し、整理

調査結果

結果報告書 P 42、43

- 社会福祉法人の理事及び監事の役員数の下限について、認可の根拠法と審査基準とで相違

社会福祉法 理事 3 人以上
監事 1 人以上



審査基準 理事 6 人以上
監事 2 人以上

→ この相違について、必要性や合理性に関する考え方の整理が不十分

2 財務諸表等の届出及びディスクロージャーの徹底－医療法人・社会福祉法人－

勧告

届出の遵守、ディスクロージャーの徹底について指導

調査結果

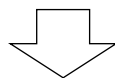
結果報告書 P 48、49

- 財務諸表等の届出及び備置きが不十分

	医療法人	社会福祉法人
届出なし	37/599法人(ある厚生局の例)	17/3378法人(6厚生局及び14都道府県の状況)
届出内容不十分	総会開催日の無記載、財務諸表間の計数不一致	提出期限超過、提出書類不足、理事会開催日の無記載
備置きなし	20/27法人(実地調査結果)	8/45法人(実地調査結果)

3 設立認可法人の監事と所轄庁との連携の強化

- 監事の役割 : 法人の業務及び財産の状況の監査、意見陳述等 ⇒ 法人のガバナンスの確保
- 監事と所轄庁の連携 : 法人の運営に関する情報等を共有 ⇒ 双方に有益



勧告

所轄庁と監事との連携、問題認識の共有

調査結果

結果報告書 P 63～69

- 所轄庁と監事の連携が不十分
 - ・ 所轄庁は指摘しているが、監事監査では問題としていない
医療法人 役職員以外への金銭の貸付け
社会福祉法人 理事の理事会への常態的な欠席
必要な定款変更がないままの新規事業の開始
 - ・ 所轄庁による実地調査で監事監査について確認していない
学校法人 4 / 14 都道府県

所轄庁と監事との間で問題認識が共有されていない。

勧告

外部監査活用の周知、活用に必要な情報の提供

調査結果

結果報告書 P 66、69

- 厚生労働省が勧める社会福祉法人の外部監査の活用は
17/52 法人